

組合員の
皆様へ

建設連合国保は

健康保険適用除外制度の

受付を令和7年
2月
から開始します



健康保険適用除外制度…とは？

法人事業所および従業員が5人以上の個人事業所の従業員は、「健康保険(協会けんぽ)+厚生年金」に加入しなければなりません。

しかし、国保組合の被保険者は所定の手続きを行うことで、法人事業所や従業員が5人以上になった場合でも**建設連合国保に継続して加入することができます。**(国が認めた制度です)

制度の対象

現に当国保組合の組合員で、

- 今の事業所が法人化した。
- 従業員が5人以上になった。

- 建設連合国保の組合員がいる上記の事業所で新たに従業員を雇った。
- 法人事業所を設立した。
- 従業員5人以上の個人事業所を設立した。
- 建設連合国保の組合員が社保完備の建設会社に就職をした。

制度の導入は令和7年2月です。令和7年1月以前に制度の対象に該当することになった場合は、**建設連合国保への加入資格がなくなるため、脱退していただくこととなります。**ご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、所属の支部へお問い合わせください。